

澁川市DX推進方針

令和4（2022）年4月

令和6（2024）年4月改訂

澁川市

【目 次】

1	策定の背景と趣旨.....	1
2	構成・期間.....	2
3	策定の視点.....	2
4	本方針の位置付け.....	2
5	ビジョン.....	2
	【取組方針 1】 行政手続のオンライン化の推進.....	2
	【取組方針 2】 自治体情報システムの標準化・共通化への対応.....	3
	【取組方針 3】 業務効率化・業務改善の推進.....	3
	【取組方針 4】 D X 推進に係る環境の整備.....	3
6	推進体制.....	4
7	本方針策定後の社会環境の変化への対応.....	4
8	工程表.....	5

1 策定の背景と趣旨

近年、ICT（情報通信技術）の進展は目覚ましく、ネットワークやデジタル技術の発達により、これまでの生活様式が大きく変化し、社会構造や経済構造にも影響を与えています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための「新たな日常」を構築するため、市民生活や企業活動など様々な場面でデジタル技術を活用して社会変革を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX^{※1}）が求められています。

このような中、国では、令和2（2020）年12月に、自治体のDXを加速させるため、令和3（2021）年1月から令和8（2026）年3月までを計画期間とした「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（以下「自治体DX推進計画」という。）を策定し、各自治体において情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化、AI^{※2}・RPA^{※3}の利用促進などに取り組むことが求められています。

さらに、令和3（2021）年7月には、自治体DX推進手順書が示され、自治体DX推進計画を踏まえ、各自治体において着実にDXに取り組むこととなりました。

本市においては、少子高齢化や人口減少、厳しい財政状況の中、行政サービス向上や業務効率化を進めるためには、自治体DXの推進が必要不可欠になっています。

こうした背景を踏まえ、本市におけるデジタル社会の実現に向けた基本的な考え方を示すとともに、自治体DX推進手順書に基づき、本市におけるDX推進のビジョンと工程を明確にする観点から、渋川市DX推進方針（以下「本方針」という。）を策定しようとするものです。

※1 Digital Transformation（DX）最新のデジタル技術を駆使して戦略やプロセス、業務フローなどを変革させていくことを表す概念。

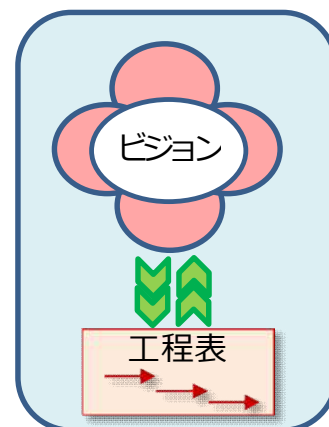
※2 AI（Artificial Intelligence）人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。人工知能。

※3 RPA（Robotic Process Automation）デスクワーク（主に定型作業）をPCの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する技術。

2 構成・期間

本方針は、DX推進における取組方針を示したビジョンと自治体DX推進計画における重点取組項目等を踏まえた、主な取組のスケジュールの概要を示す工程表で構成します。

また、自治体DX推進計画との整合性を図るため、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までを対象期間とします。



3 策定の視点

- (1) 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化
- (2) 行政サービスの抜本的見直しによる市民の利便性の向上
- (3) デジタル技術の積極的な活用による生産性の向上

4 本方針の位置付け

本方針は、自治体DX推進計画などを踏まえ、第2次渋川市総合計画において本市が取り組むDX推進の方向性を示したものとして位置付けます。

5 ビジョン

ビジョンは、4つの取組方針により構成します。

【取組方針1】 行政手続のオンライン化の推進

行政手続のオンライン化の推進により、非来庁型の行政サービスを実現し、市民の利便性を向上させます。

行政手続のオンライン化の前提として、押印・署名の見直しを行い、市民や職員が、可能な限り、デジタル的手段で処理できる環境を整備します。

また、国が示す「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」を踏まえ、マイナポータルや電子申請システムによるオンライン手続への対応を行います。

さらに、マイナンバーカードの普及を促進することにより、本人確認を要する手続であってもオンライン化を実現できる基盤を整え、市民による利用頻度の高い行政手続について、オンライン化を推進します。

<主な取組>

自治体の行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及促進

【取組方針 2】 自治体情報システムの標準化・共通化への対応

行政事務の合理化の観点から、国は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を定め、令和7（2025）年度までに住民基本台帳などの基幹的な業務について、標準化・共通化に対応したシステムへの更新を求めています。

本市においては、基幹系システムの更新時期などを踏まえ、国が求める令和7（2025）年度までに対応を行います。

<主な取組>

情報システムの標準化・共通化

【取組方針 3】 業務効率化・業務改善の推進

音声自動テキスト化ツールなどのAI技術やRPA等の利活用を積極的に推進するとともに、業務効率化・業務改善を推進するため、文書管理や電子決裁、出退勤管理など新たなシステム等の導入や利活用について検討を進めます。

また、既に導入しているキャッシュレス決済を拡充するとともに、電子会議システムの活用など各種取組におけるペーパーレス化を推進します。

そのほか、既存のグループウェアの機能を有効活用するなど、着実に業務改善を推進します。

<主な取組>

AI・RPAの利用推進、業務効率化・業務改善システムの導入運用
キャッシュレス決済の拡充

【取組方針 4】 DX推進に係る環境の整備

情報セキュリティポリシーを見直すなどDX推進の前提となるセキュリティ対策を徹底します。

また、各種団体と連携して、スマートフォン等の使い方の講習に取り組むなどデジタルデバイド対策を推進します。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策や災害発生時における事業継続性確保の観点などからテレワークに向けた環境づくりを推進します。

<主な取組>

セキュリティ対策の徹底、デジタルデバイド対策の推進、テレワークの推進

6 推進体制

(1) 推進本部の設置

副市長を本部長、教育長を副本部長、部長を委員として構成する渋川市DX推進本部を設置し、本方針を踏まえた各種施策の決定や進行管理を行います。

また、DX推進課を事務局とします。

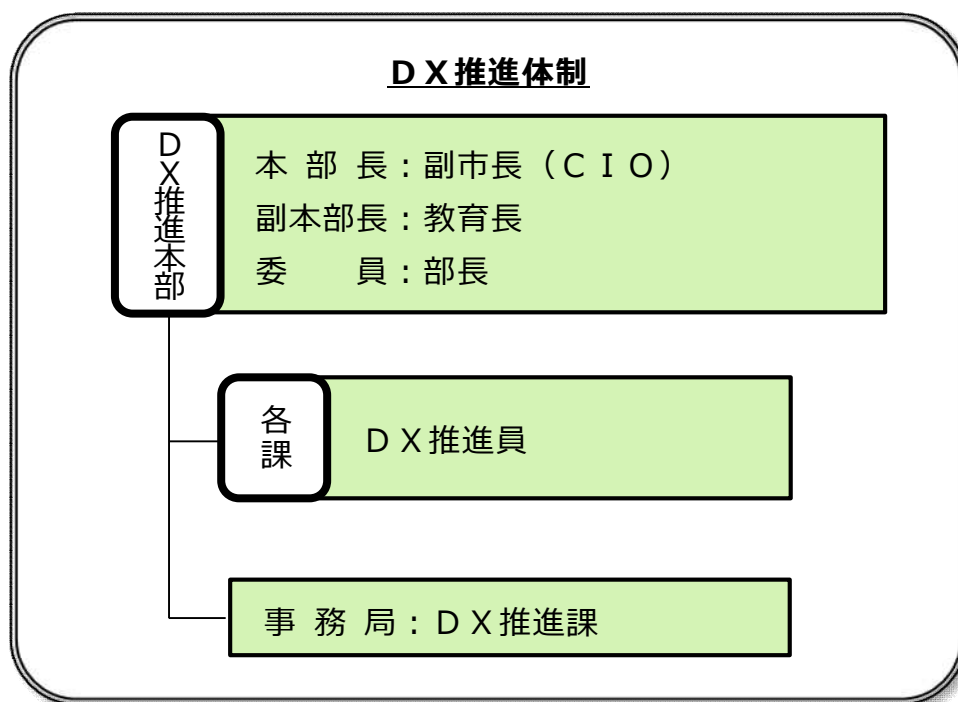
(2) DX推進員の設置

DXについては、全庁的に取り組む必要があることから、各課にDX推進員を設置します。

DX推進員は、各所属長が指名し、DX推進に向けた庁内での取組を実現するため、DX推進課等と連携を図る役割を担います。

(3) 外部人材の活用

DX推進に関する様々な取組については、専門的な助言等が必要となることから、必要に応じて民間などの外部人材を活用します。



7 本方針策定後の社会環境の変化への対応

本方針の策定後においても、デジタル庁をはじめとする国の動向や技術革新などに注視し、必要に応じて柔軟に本方針の見直しを行います。

8 工程表（2022年度～2025年度）

取組事項		2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				【参考】 目標時期
ビジョン	主な取組	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
【取組方針1】 行政手続のオンライン化の推進	自治体の行政手続のオンライン化 (26手続き)	①導入・運用テスト ②条例改正				本稼働												2022年度
	26手続き以外	①オンライン化する手続きの検討・関係課との調整				②仕様書作成 ③予算要求				④調達 ⑤導入・運用テスト ⑥条例等改正				本稼働				2025年度
	マイナンバーカードの普及促進	普及啓発の実施				必要に応じて適時対応												2022年度
【取組方針2】 自治体情報システムの標準化・共通化への対応	情報システムの標準化・共通化	①標準仕様書との比較分析 ②移行計画策定				③RFI資料の作成・実施 ④ベンダ選定・決定				⑤契約 ⑥データ移行・テスト・設定変更 ⑦条例等改正				本稼働				2025年度
【取組方針3】 業務効率化・業務改善の推進	AI・RPAの利用推進	導入・運用テスト																-
	業務効率化・業務改善システムの導入運用	①文書管理システムの導入 ②出退勤管理システムの導入 ③データベース型業務改善システムの導入				導入したシステムの本稼働、利活用の推進												-
		④新たな業務改善システムの検討・導入																-
	キャッシュレス決済の拡充	調査・研究																-
【取組方針4】 DX推進に係る環境の整備	セキュリティ対策の徹底	セキュリティポリシーの随時見直し																-
	デジタルデバイス対策の推進	スマートフォン体験教室等の開催				必要に応じて適時対応												-
	テレワークの推進	調査・研究																-

※取組事項ごとに、必要に応じて別に詳細なスケジュールを整理することとします。